

所有者の場合

I 必ず必要な書類

下記の A~D のいずれか

A 「不燃化特区支援制度」を申請した方

- 延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書（写し）
と右①

B 「耐震化支援事業」を申請した方

- 住宅等耐震改修工事等助成金交付決定通知書
（写し）と右①~④

C 「都市防災不燃化促進事業」を申請した方

- 不燃化促進助成の除却助成対象確認通知書（写し）
と右①~④

D A から C の除却助成をこれから申請される方

- 右①~⑤すべて

- ①土地登記全部事項証明書（写し）
②建物登記全部事項証明書（写し）
③案内図（除却支援対象建築物の場所
がわかる地図）
④固定資産税・都市計画税の納税通知書
（最新版・課税明細書を含む）（写し）
⑤除却支援対象建築物の写真
（1週間以内の日付入り）

II 場合により必要な書類

〈除却支援対象建築物（除却する建物）が共有の場合〉

- 共有者の委任状 ※4

〈除却支援対象建築物に借家人がいる場合〉

- 移転計画書

〈転居先が複数に分かれる、または契約者が申請者と異なる場合〉

- 契約者の住民票（マイナンバーの表示がないもの）
 契約者と所有者との関係がわかる戸籍全部事項証明書

〈1年以内に所有権を取得したが、申請日より1年以上前から継続して使用している場合〉

- 申請者の住民票

借家人の場合 ※5

- 除却支援対象建築物の賃貸借契約書（写し）※6
 除却支援対象建築物の場所がわかる地図

※1 転居一時金は、礼金・仲介手数料等が対象になります。家賃は、引越日から起算して3か月分までが対象になり、移転先が複数の場合も対象になります。移転費用は、運送業者・レンタカー等の費用が対象になります。

※2 所有者の場合は、除却支援対象建物の現況床面積を記入してください。借家人の場合は、除却支援対象建物の賃貸借契約書に記載されている専有面積を記入してください。

※3 共有者も含めて全員の氏名を記載してください。

※4 申請人区分 A の場合は除却助成申請時に作成済みの場合がありますのでご確認ください。

※5 事前に、所有者が『移転計画書』を提出する必要があります。

※6 申請日より1年以上前から賃貸借契約を行っている必要があります。

【その他の注意事項】

- ・ 交付申請の際に助成対象に関する「見積書」「契約書」「領収書」等が必要となりますので必ず保管してください。
- ・ 上記書類の氏名（契約書等の名義や宛名）は申請者と同一である必要があります。異なる場合は区に相談してください。